名称　大阪新島埋立区域Ｉ灯標
位置
所在地　阪神港大阪区（大阪灯台の南西方約一・五キロメートル）
北緯　三四―三八―〇三
東経　一三五―二二―〇二
変更した事項
位置
所在地　阪神港大阪区（大阪灯台の南西方約一・五キロメートル）
北緯　三四―三八―〇二
東経　一三五―二二―〇三
灯質　単せん黄光　毎三秒に一せん光
光度　実効光度二八〇カンデラ
光達距離　七・〇海里
高さ　平均水面上から構造物の頂部まで八・七メートル　平均水面上から灯火まで八・六メートル
変更年月日　平成二十九年五月二十三日

名称　大阪新島埋立区域Ｊ灯標
位置
所在地　阪神港大阪区（大阪灯台の南西方約一・五キロメートル）
北緯　三四―三七―五七
東経　一三五―二二―〇八
変更した事項
位置
所在地　阪神港大阪区（大阪灯台の南西方約一・五キロメートル）
北緯　三四―三七―五六
東経　一三五―二一―五六
灯質　単せん黄光　毎三秒に一せん光
光度　実効光度一〇カンデラ
光達距離　五・五海里
高さ　平均水面上から構造物の頂部まで八・六メートル　平均水面上から灯火まで八・六メートル
変更年月日　平成二十九年五月二十三日

名称　鹿児島港外港沖防波堤東灯台
位置
所在地　鹿児島県鹿児島港外港（沖防波堤東端）
北緯　三一―三一―四五
東経　一三〇―三三―二六
変更した事項
灯質　群せん緑光　毎六秒に二せん光
高さ　地上から構造物の頂部まで一一メートル　平均水面上から灯火まで一四メートル
変更年月日　平成二十九年五月二十三日

○近畿地方整備局告示第百三十一号

水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十四条第一項及び第二項並びに水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条に基づき、淀川水系淀川（宇治川含む）、桂川、木津川、名張川、服部川、柘植川及び宇陀川に係る洪水浸水想定区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めたので、同法第十四条第三項及び同規則第三条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、近畿地方整備局、淀川河川事務所及び木津川上流河川事務所に備え置き、一般の縦覧に供する。

なお、平成十四年近畿地方整備局第百二十三号、百三十五号及び第百三十六号は、廃止する。

平成二十九年六月十四日

近畿地方整備局長　池田　豊人

○九州地方整備局告示第百三十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、平成二十九年六月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年六月十四日

九州地方整備局長　小平田浩司

一　道路の種類及び路線名及び占用を制限する区域及び図面縦覧場所

道路の種類	路線名	占用を制限する区域	図面縦覧場所
一般国道	二百九号	みやま市瀬高町濱田字井釜口二七一番一から同市瀬高町太神字草木一三六三番二まで	九州地方整備局及び福岡国道事務所

二　制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

三　占用を制限する理由

四　占用の制限の開始の期日

平成二十九年六月十五日

国会事項

衆議院

質問書提出

六月十二日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

政府と沖縄県が争う「沖縄県名護市辺野古への新基地建設問題」解決の前提となる沖縄の現状についての政府の基本認識に関する質問主意書（仲里利信提出）

風疹抗体検査に関する質問主意書（井坂信彦提出）

臨時財政対策債に関する質問主意書（井坂信彦提出）

天下り問題の全省庁調査の進捗に関する質問主意書（井坂信彦提出）

公務員の副業に関する質問主意書（井坂信彦提出）

参議院

議案受領（予備審査）

六月十二日衆議院から次の議案が送付された。

公文書等の管理に関する法律の一部を改正する法律案（今井雅人外八名提出）（衆第二三号）

議案付託

六月十二日議長は、次の衆議院提出案を委員会に付託した。

ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法の一部を改正する法律案（衆第一九号）

厚生労働委員会に付託

また、同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。

社会保障に関する日本国とスロバキア共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第一三号）

社会保障に関する日本国とチェコ共和国との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件（閣条第一四号）

外交防衛委員会に付託

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件（第百九十二回国会閣承認第一号）

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件（閣承認第二号）

国土交通委員会に付託

議案送付（予備審査）

六月十二日議長は、次の議員提出案を衆議院に送付した。

商業捕鯨の実施等のための鯨類科学調査の実施に関する法律案（徳永エリ外六名発議）

公文書等の管理に関する法律の一部を改正する法律案（浅田均外一名発議）

卸売市場法の一部を改正する法律案（藤巻健史外一名発議）

廃棄物の集積又は貯蔵等に起因する周辺の生活環境の保全上の支障の除去等に関する法律案（藤巻健史外一名発議）

柔道整復師法の一部を改正する法律案（藤巻健史外一名発議）

質問主意書提出

六月十二日議員から次の質問主意書が提出された。

在留資格認定証明書に関する質問主意書（櫻井充提出）（第一二九号）

嘉手納基地旧海軍駐機場の使用に関する質問主意書（糸数慶子提出）（第一三〇号）

米軍のパラシュート降下訓練に関する質問主意書（糸数慶子提出）（第一三一号）

質問主意書転送

六月十二日次の質問主意書を内閣に転送した。

ワーク・ライフ・バランス実現に向けた施策に関する質問主意書（石上俊雄提出）（第一二一号）

全ての労働者の均等・均衡処遇の実現に関する質問主意書（石上俊雄提出）（第一二二号）

誰もがいきいきと働けるための環境整備に関する質問主意書（石上俊雄提出）（第一二三号）

持続可能な社会保障制度の確立に関する質問主意書（石上俊雄提出）（第一二四号）

医療事故と特定機能病院の承認に関する質問主意書（牧山ひろえ提出）（第一二五号）

成年後見制度と就業の権利に関する質問主意書（川田龍平提出）（第一二六号）

平成二十九年五月十七日に開催された一般社団法人日本保険薬局協会総会における鈴木康裕保険局長の講演に関する質問主意書（川田龍平提出）（第一二七号）

拉致問題に対する政府方針の二面性に関する質問主意書（有田芳生提出）（第一二八号）